⑷　落札者の決定方法　契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
⑸　手続における交渉の有無　無。
⑹　契約書作成の要否　要。
⑺　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。
⑻　関連情報を入手するための照会窓口　3⑴に同じ。
⑼　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　2⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も3⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の認定を受けなければならない。
⑽　詳細は入札説明書による。

5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Junichi Takamatsu, Director, National Hospital Organization Kikuchi National Hospital
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of mechanical facilities for National Hospital Organization Kikuchi National Hospital
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 P.M. August 20, 2013
⑸　Time-limit for the submission of tenders : 4 : 00 P.M. September 26, 2013 (Tenders delivered by mail 5 : 00 P.M. September 25, 2013)
⑹　Contact point for the notice : Yasuhiko Sonoda Director, Accounting Division, National Hospital Organization Kikuchi National Hospital, 208 Fukuhara Koshi-shi Kumamoto-ken 861―1116, Japan. TEL 096―248―2111 ext. 222

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年8月5日
独立行政法人都市再生機構
東日本賃貸住宅本部　本部長　大谷　幸生
◎調達機関番号　599　◎所在地番号　13
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名
①　大手町二丁目地区（再）B棟工区既存建物除却工事（以下「除却工事」という。）
②　大手町二丁目地区再開発施設建築物B棟工区建設工事（以下「建物工事」という。）
⑶　工事場所　東京都千代田区大手町二丁目地内
⑷　工事内容
①　除却工事　SRC造地上8階塔屋2階地下2階（延床面積約27,000㎡）既存建物の除却工事
②　建物工事　地上32階塔屋1階地下3階建（延床面積約150,000㎡）建物の建設工事（主要用途　事務所、店舗、貸会議室、駐車場等）
⑸　工期
①　除却工事　平成26年3月上旬から平成27年5月下旬まで（予定）
②　建物工事　平成27年6月上旬から平成30年5月下旬まで（予定）
⑹　工事の実施形態
①　本工事は、上記1⑵①及び②の2つの工事の公募を一斉に行うものである。なお、2つの工事は同一業者が請け負うものとする。
②　本工事は、競争参加資格審査及び技術審査に適格であると認められた全ての競争参加者から入札前に施工方法等のVE提案及び価格提案の提出を求め、当機構が求める工事目的物の性能・機能等が最適かつ安価で実現できることを目的に、競争参加者と技術交渉を行ったのちに入札により契約の相手方を決定し、入札後に施工方法等の提案を受け入れる入札前価格交渉方式及び契約後VE方式の試行工事である。
③　本件の落札者は、除却工事に係る工事請負契約を締結すると同時に、当機構と建物工事に係る「大手町二丁目地区再開発施設建築物B棟工区建設工事の設計・施工に関する覚書（以下、「設計・施工に関する覚書」という。）」を交換し、建物工事に係る実施設計図書を作成する。実施設計図書が完成したときは、「設計・施工に関する覚書」に基づき、建物工事に係る工事請負契約を締結する。
④　本工事においては、申請書の提出（ただし、資料及び見積書の提出は持参するものとする。）及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、当機構東日本賃貸住宅本部長（以下「本部長」という。）の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑤　本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事の入札への参加を制限する等の試行工事である。
⑥　本工事は、低入札価格調査となった者と契約を行う場合、監理技術者等と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。

2　競争参加資格　次の⑴から⑮に掲げる条件をすべて満たしている者又は⑯の構成基準により結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であり、かつ、⑰に掲げる競争参加資格の確認の手続きにより1に示す工事（以下「本工事」という。）に係る共同企業体としての競争参加資格（以下「共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。
⑴　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
⑵　当機構東日本地区における平成25・26年度の一般競争参加資格について建築工事の認定を受けている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、本部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により再認定を受けていること。）
⑶　当機構東日本地区における平成25・26年度の一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。）
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
⑹　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。
⑺　当本部業務エリア内発注の工事成績について、資料の提出期限日前1年以内の期間において60点未満のものがないこと。
⑻　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑼　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。
⑽　発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上あること。